

平成28年度版

すぎなみの介護保険

(平成27年度実績)



杉並区

はじめに

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、できる限りご自宅で自立した日常生活が営めるように、必要なサービスを総合的・一体的に提供する仕組みとして、平成12年に創設されました。介護の問題は、誰にでも起こりうる切実な事柄であり、国民共通の課題を社会全体で解決していく制度であることから、社会的連帯の精神に基づき、40歳以上の国民みんなで広く公平にその費用を負担しているものです。

ここ数年、生産年齢人口世代(15歳以上65歳未満)が、就労の継続を望みながら家族の介護のために退職を余儀なくされる、いわゆる介護離職の問題が注目されています。国では、一億総活躍社会の実現に向け、特養等の介護施設の整備推進や地域包括ケアシステムの推進などにより、介護離職ゼロをめざす取組が始まっています。

杉並区においても、現在、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築や、介護保険制度の安定性・持続性を確保するための費用負担の公平化を盛り込んだ「第6期介護保険事業計画」に基づき、高齢者やそのご家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいるところです。また、高齢者の多様な介護予防・生活支援ニーズに対応し、地域特性を活かした独自のサービスを提供するとともに、元気高齢者から要支援者まで切れ目のない支援を行うことにより自立した生活が送れるよう、新たな地域支援事業として「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」を今年度から実施しています。

介護保険課では、毎年、介護保険事業をご理解いただくための一助として、前年度の事業の概要をまとめた資料を作成しており、このたび、「平成28年度版すぎなみの介護保険(平成27年度実績)」を発行することとなりました。

区民の皆様、介護保険関係者の皆様にご高覧いただき、杉並区の介護保険事業につきまして、ご理解いただければ幸いです。

平成28年9月

杉並区保健福祉部介護保険課

目 次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
(1)	要介護（要支援）認定の申請	3
(2)	認定調査	4
(3)	要介護認定調査従事者研修	4
(4)	認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	9
(1)	介護保険負担割合	9
(2)	サービスに要する経費（保険給付費）	9
(3)	給付の適正化	11
(4)	居宅介護（介護予防）サービスの利用	11
(5)	その他の居宅介護（介護予防）サービスの利用	12
(6)	施設サービスの利用	14
(7)	地域密着型サービスの利用	15
(8)	介護（介護予防）サービス利用者数の推移	16
4	各種軽減制度及び助成事業	17
(1)	高額介護（介護予防）サービス費	17
(2)	高額医療合算介護（介護予防）サービス費	18
(3)	利用者負担額の減免	19
(4)	特定入所者介護（介護予防）サービス費	19
(5)	旧措置入所者の利用者負担額減免及び 食費・居住費の自己負担額(特定負担限度額)減額	20
(6)	高額介護サービス費等資金貸付事業	21
(7)	住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）	21
(8)	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	21
(9)	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成	22
(10)	家族介護慰労金事業	22
(11)	介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）	23

5	介護予防事業の実施	24
(1)	介護予防の普及啓発（一次予防対象者施策）	24
(2)	二次予防対象者施策	26
6	介護保険料	27
(1)	第1号被保険者	27
(2)	第2号被保険者	29
7	介護保険財政	30
8	介護保険運営協議会	33
9	介護保険相談	35
10	介護サービス事業者への支援	36
(1)	介護サービス従事者研修	36
(2)	ケアマネジャー支援事業	36
(3)	NPO等介護保険事業者資金貸付	37
(4)	就職面接会・相談会の実施	38
(5)	介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業	38
11	地域密着型サービス事業者の指定	39
12	介護サービス事業者の指導	40
(1)	実地指導等の状況	40
(2)	集団指導	40
13	広報普及活動	41
14	介護保険制度のあゆみ	42
	平成28年度杉並区保健福祉部組織	46

1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録をしている 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と杉並区に住民登録をしている 40 歳以上 64 歳以下の医療保険加入者である「第 2 号被保険者」に区分されます。また、住所地特例により、杉並区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

※ 住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方が、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の保険者となる特例制度です。対象施設は以下の通りです。

i 介護老人福祉施設 ii 介護老人保健施設 iii 介護療養型医療施設 iv 有料老人ホーム
v 養護老人ホーム vi 軽費老人ホーム vii サービス付高齢者向け住宅（下記の 2 つに限る）

① 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合 ② 有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合

※ 法改正により「サービス付き高齢者向け住宅」は住所地特例の対象となりました。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに入所した被保険者については、対象外となります。

※ i と iv の内、地域密着型サービスの施設（定員 29 人以下）は、住所地特例施設の対象外です。

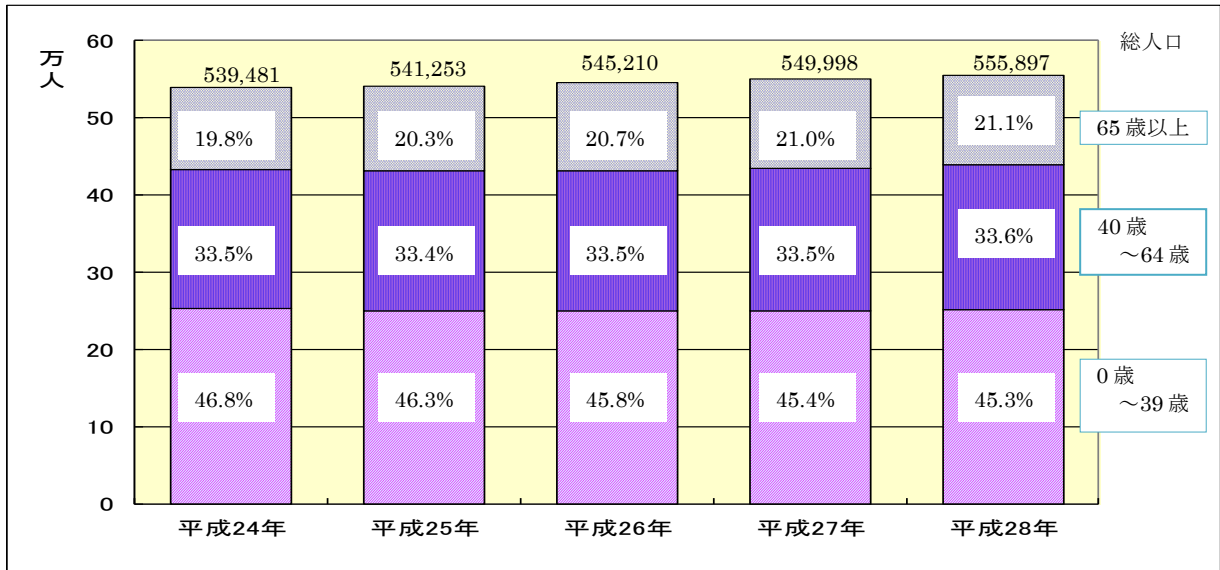
【 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況 】

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
総人口（人）	男	259,165	260,092	262,024	264,145	266,940
	女	280,316	281,161	283,186	285,853	288,957
	計	539,481	541,253	545,210	549,998	555,897
第 2 号被保険者（人） （40 歳以上 64 歳以下）	男	89,664	89,538	90,450	91,280	92,541
	女	91,023	91,165	92,022	93,191	94,368
	計	180,687	180,703	182,472	184,471	186,909
高齢者（人） （65 歳以上）	男	43,387	45,207	46,624	47,976	48,738
	女	63,146	64,807	66,239	67,577	68,423
	計	106,533	110,014	112,863	115,553	117,161
高齢化率（％）	男	16.74%	17.38%	18.16%	17.79%	18.26%
	女	22.53%	23.05%	23.64%	23.39%	23.68%
	計	19.75%	20.33%	21.01%	20.70%	21.08%
前期高齢者（人） （65 歳以上 74 歳以下）	男	23,149	24,598	26,786	25,846	26,981
	女	27,647	28,784	30,755	29,826	30,833
	計	50,796	53,382	57,541	55,672	57,814
後期高齢者（人） （75 歳以上）	男	20,238	20,609	21,190	20,778	21,757
	女	35,499	36,023	36,822	36,413	37,590
	計	55,737	56,632	58,012	57,191	59,347
第 1 号被保険者数（人）		107,176	110,714	113,568	116,275	118,017
被保険者のいる世帯数		79,973	82,423	84,378	86,228	87,423

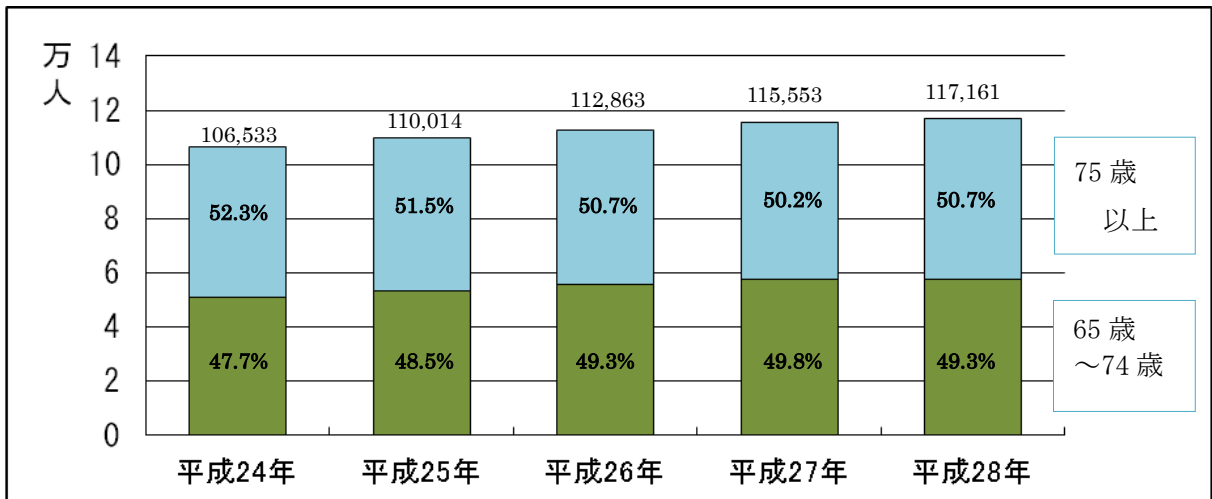
※ 人口は住民基本台帳の数値で、4 月 1 日現在数です。住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行（平成 24 年 7 月 9 日）に伴い、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となりました。

※ 第 1 号被保険者数と第 1 号被保険者世帯数は、外国人被保険者と住所地特例被保険者を含む 3 月 31 日現在数です。

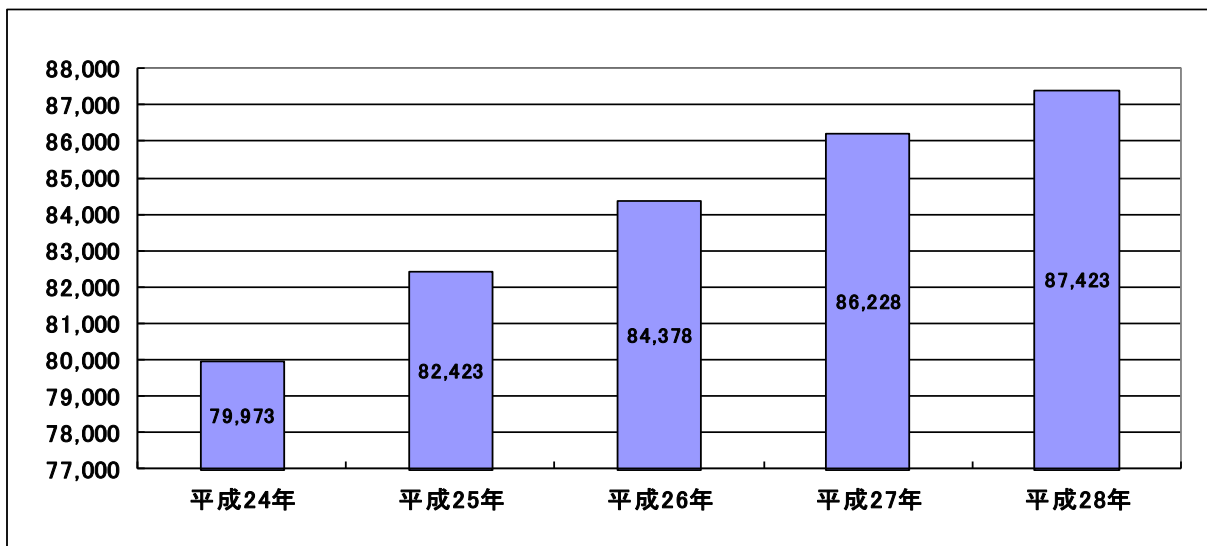
【 杉並区の人口と高齢者の割合 】



【 高齢者の年齢割合 】



【 第1号被保険者のいる世帯数】



2 要介護認定

(1) 要介護（要支援）認定の申請

区役所（介護保険課）・地域包括支援センター（ケア24）で申請を受付けます。

【 申請件数と認定審査会開催の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
認定申請件数	22,841	23,288	23,479	24,551	24,698
新規	6,791	7,010	7,011	6,958	7,084
転入	218	226	247	241	245
更新	13,911	14,026	14,041	15,181	15,148
区分変更	1,919	2,016	2,178	2,171	2,221
認定取消	2	10	2	0	0
審査会開催回数	630	639	654	648	643

※ 認定取消は、地域支援事業利用への移行のためです。

【 平成 27 年度月別認定申請件数の内訳 】

(単位：件数)

区分	新規	転入	更新	区分変更	認定取消	合計
4月	570	27	1,250	196	0	2,043
5月	583	22	1,211	169	0	1,985
6月	601	17	1,448	178	0	2,244
7月	600	24	1,253	172	0	2,049
8月	569	18	1,363	170	0	2,120
9月	535	21	1,232	174	0	1,962
10月	598	15	1,174	202	0	1,989
11月	535	22	1,115	155	0	1,827
12月	553	18	1,320	198	0	2,089
1月	567	13	1,195	168	0	1,943
2月	676	16	1,287	219	0	2,198
3月	697	32	1,300	220	0	2,249
合計	7,084	245	15,148	2,221	0	24,698

(2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

【 事業所別調査件数の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
区 役 所	828	1,382	1,515	1,340	1,939
地域包括支援センター	3,635	3,050	2,429	2,763	3,031
社会福祉協議会	8,997	10,552	12,182	12,032	11,521
居宅介護支援事業所等	8,844	7,921	6,773	8,029	7,582
合 計	22,304	22,905	22,899	24,164	24,073

※ 3月末日までに調査票を受理した件数です。

(3) 要介護認定調査従事者研修

認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するため、必要な知識・技能の修得を目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

【 平成 27 年度開催実績 】

研 修 名	回 数	参加人数合計	備 考
新任研修	2回	26人	6・11月開催
現任研修	1回	95人	10月開催

(4) 認定審査会及び認定結果

要支援・要介護の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。平成 18 年 4 月更新分から要支援 1・2、要介護 1～5 の 7 段階の認定を行っています。平成 17 年度以前は、要支援、要介護 1～5 の 6 段階の認定を行っていました。

【 平成 27 年度認定審査会委員数 】

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	63人	44人	47人	154人

※ 委員数は、杉並区介護保険条例第 6 条で 200 人以内と定められています。

【 審査会判定結果内訳 】

(単位：件数)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
居 宅	非該当	277	276	325	362	427
	要支援 1	5,047	4,968	5,211	5,659	5,645
	要支援 2	2,950	2,580	2,668	2,645	2,493
	要介護 1	3,654	3,460	3,614	3,664	3,870
	要介護 2	1,996	1,942	1,945	1,939	1,933
	要介護 3	1,132	1,105	1,133	1,140	1,056
	要介護 4	789	872	717	756	750
	要介護 5	641	686	574	581	545
	小 計	16,486	15,889	16,187	16,746	16,719
施 設	非該当	24	35	42	31	49
	要支援 1	326	366	353	433	435
	要支援 2	182	158	171	187	193
	要介護 1	717	876	859	992	1,005
	要介護 2	733	764	834	841	890
	要介護 3	782	949	882	1,009	995
	要介護 4	1,383	1,645	1,579	1,794	1,721
	要介護 5	1,696	1,820	1,737	1,778	1,749
	小 計	5,843	6,613	6,457	7,065	7,037
合 計	非該当	301	311	367	393	476
	要支援 1	5,373	5,334	5,564	6,092	6,080
	要支援 2	3,132	2,738	2,839	2,832	2,686
	要介護 1	4,371	4,336	4,473	4,656	4,875
	要介護 2	2,729	2,706	2,779	2,780	2,823
	要介護 3	1,914	2,054	2,015	2,149	2,051
	要介護 4	2,172	2,517	2,296	2,550	2,471
	要介護 5	2,337	2,506	2,311	2,359	2,294
	合 計	22,329	22,502	22,644	23,811	23,756

※ 「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

※ 各年度、審査会における判定件数の合計です。

※ 申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

【 要介護・要支援認定者数の状況 】

(単位：人数)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第 1 号被保険者	要支援	6,210	6,769	7,147	7,522	7,491
	要介護	14,433	15,072	15,467	15,814	16,260
	計	20,643	21,841	22,614	23,336	23,751
第 2 号被保険者	要支援	89	96	101	94	113
	要介護	398	367	338	333	329
	計	487	463	439	427	442
合 計	要支援	6,299	6,865	7,248	7,616	7,604
	要介護	14,831	15,439	15,805	16,147	16,589
	計	21,130	22,304	23,053	23,763	24,193

※各年度 3 月末日現在の数値です。

【 平成 27 年度第 1 号被保険者年齢別認定者の内訳 】

(単位：人数)

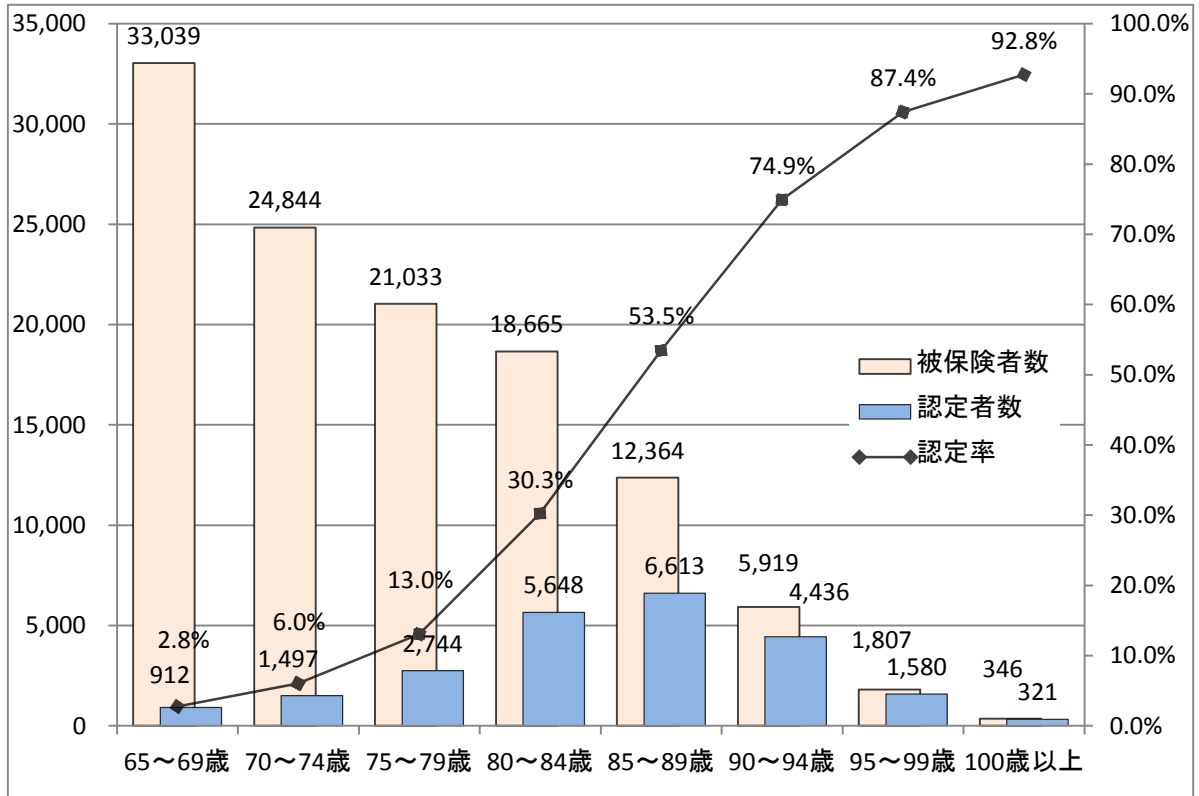
年 齢	被保険者数	要 支 援			要 介 護						合 計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69	33,039	191	109	300	180	137	101	93	101	612	912
70～74	24,844	378	177	555	323	217	135	141	126	942	1,497
75～79	21,033	753	330	1,083	610	347	231	231	242	1,661	2,744
80～84	18,665	1,573	592	2,165	1,210	735	530	526	482	3,483	5,648
85～89	12,364	1,553	609	2,162	1,568	878	691	755	559	4,451	6,613
90～94	5,919	685	315	1,000	974	711	542	657	552	3,436	4,436
95～99	1,807	135	76	211	278	241	272	341	237	1,369	1,580
100 以上	346	9	6	15	23	43	54	94	92	306	321
合 計	118,017	5,277	2,214	7,491	5,166	3,309	2,556	2,838	2,391	16,260	23,751
被保険者との比率		4.47%	1.88%	6.35%	4.38%	2.80%	2.17%	2.40%	2.03%	13.78%	20.13%

※平成 28 年 3 月末日現在の数値です。

【 平成 27 年度前期高齢者、後期高齢者の要介護認定率 】

年 齢	65～74 歳		75 歳以上	
	要支援	要介護	要支援	要介護
人 数	855	1,554	6,636	14,706
被保険者数	57,883		60,134	
認定率(区分ごと認定人数/被保険者数)	1.5%	2.7%	11.0%	24.5%
認定率(認定人数/被保険者数)	4.2%		35.5%	

【平成 27 年度第 1 号被保険者人口と要介護認定率（年齢階層別）】



【平成 27 年度第 2 号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人数)

年齢別	要支援			要介護						合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44	1	1	2	3	7	2	1	0	13	15
45～49	3	5	8	11	5	2	6	3	27	35
50～54	17	11	28	22	10	8	8	11	59	87
55～59	10	15	25	20	19	14	14	14	81	106
60～64	25	25	50	37	35	22	25	30	149	199
合計	56	57	113	93	76	48	54	58	329	442

※ 平成 28 年 3 月末日現在の数値です。

※ 第 2 号被保険者数（平成 28 年 4 月 1 日現在）は、186,909 人(男 92,541 人・女 94,368 人)です。

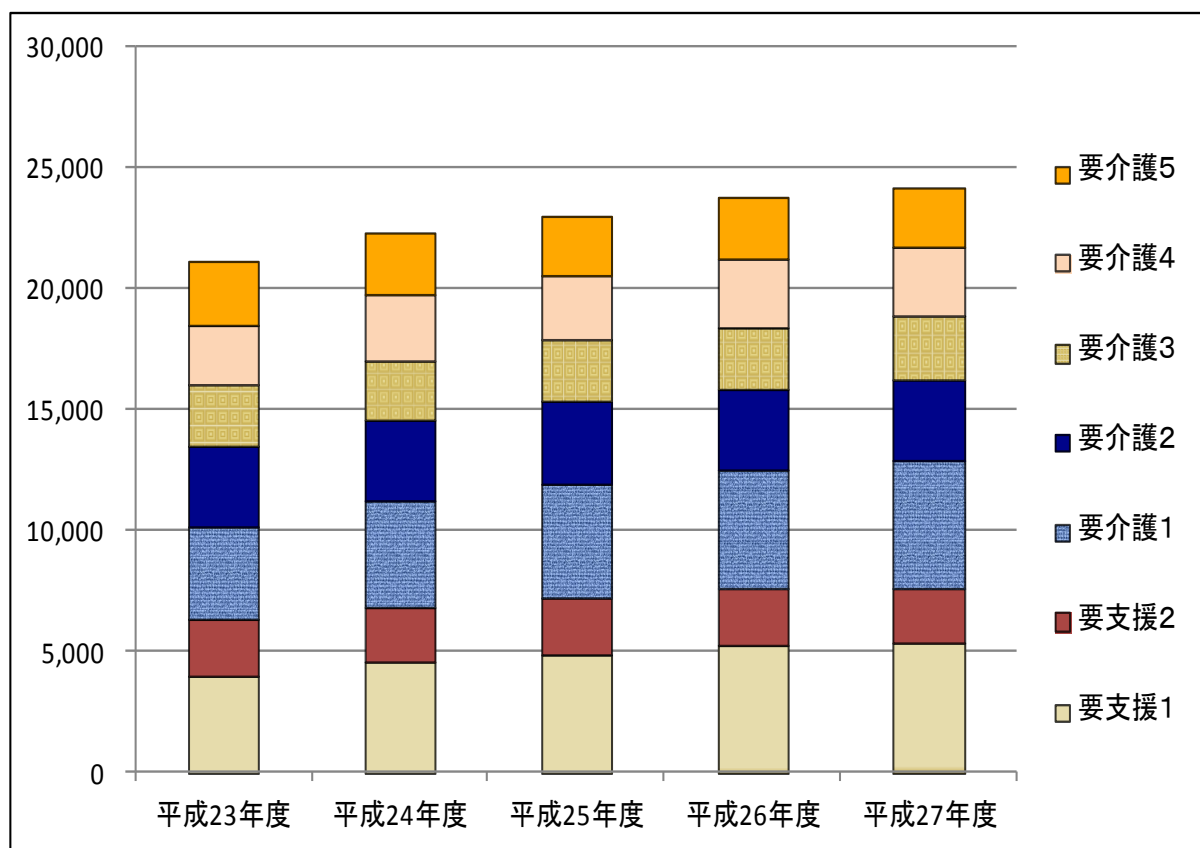
【被保険者介護度別認定者数の状況】

(単位：人数)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
要支援 1	3,937	4,606	4,873	5,278	5,333
要支援 2	2,362	2,259	2,375	2,338	2,271
小 計	6,299	6,865	7,248	7,616	7,604
要介護 1	3,827	4,379	4,720	4,933	5,259
要介護 2	3,412	3,287	3,370	3,349	3,385
要介護 3	2,461	2,505	2,556	2,532	2,604
要介護 4	2,516	2,721	2,659	2,856	2,892
要介護 5	2,615	2,547	2,500	2,477	2,449
小 計	14,831	15,439	15,805	16,147	16,589
合 計	21,130	22,304	23,053	23,763	24,193

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

【被保険者介護度別認定者数の状況】



3 介護保険サービスの利用

介護（介護予防）サービスは、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（介護予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担の割合は1割または2割（※）で、残りの9割または8割は保険給付されます。（※）平成27年8月から、一定以上の所得がある方は、利用者負担の割合が2割になりました。以下、利用者負担及び保険給付の割合は同様になります。

（1）介護保険負担割合

要支援・要介護の認定を受けている方を対象に「介護保険負担割合証」を交付します。「介護保険負担割合証」の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。また、新規で要介護（要支援）認定の申請をした方にも、「介護保険負担割合証」を交付します。

【負担割合証の交付状況（平成27年8月1日現在）】

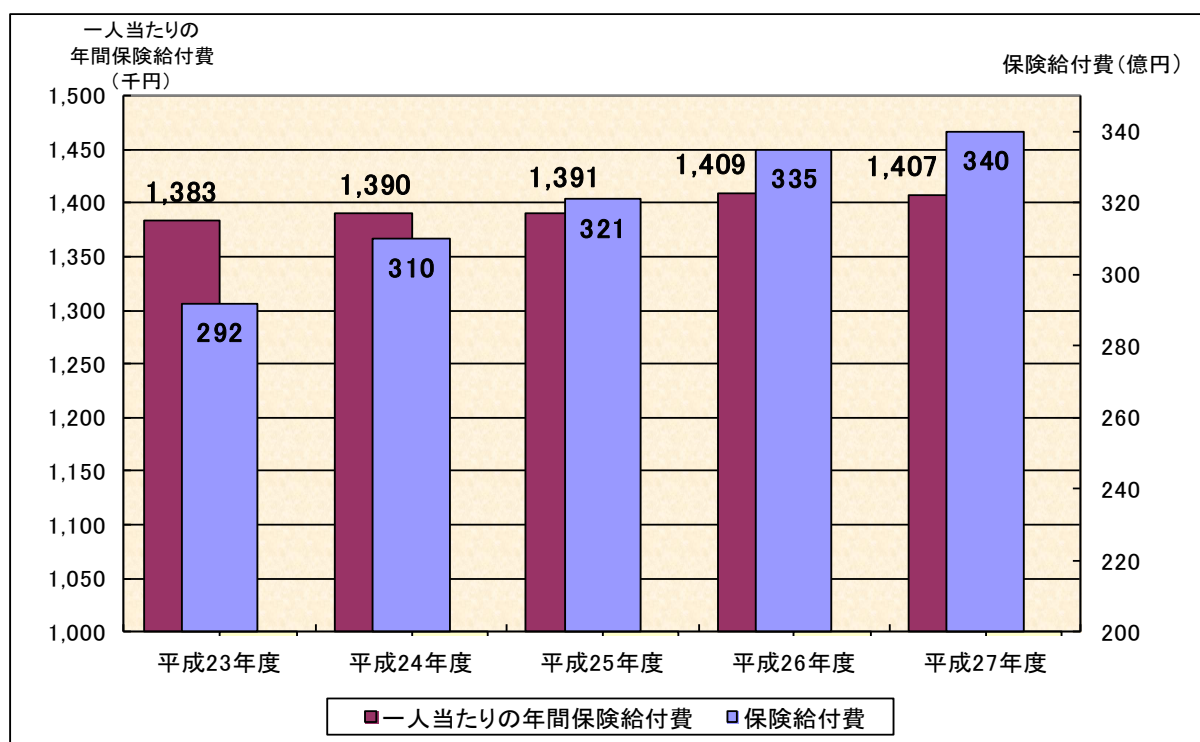
総数 24,716 名（内訳：1割負担 19,391名、2割負担 5,325名）

（2）サービスに要する経費（保険給付費）

介護（介護予防）サービス費や高額介護サービス費等の合計である保険給付費は、毎年増えています。なお、地域支援事業に要する費用は含まれません。

【保険給付費の状況】

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給付費	292億円	310億円	321億円	335億円	340億円



※ 一人当たりの年間保険給付費とは、保険給付費／要介護・要支援認定者数です。

【平成27年度サービス別保険給付費の状況】

種 類	現物給付		償還払い		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護（介護予防）サービス給付費	481,307	19,999,718,740	0	0	481,307	19,999,718,740
訪問介護	88,587	4,034,551,910	0	0	88,587	4,034,551,910
訪問入浴介護	5,072	324,566,051	0	0	5,072	324,566,051
訪問看護	33,321	1,325,504,866	0	0	33,321	1,325,504,866
訪問リハビリテーション	2,531	98,333,633	0	0	2,531	98,333,633
居宅療養管理指導	101,314	732,471,010	0	0	101,314	732,471,010
通所介護	104,220	5,322,541,818	0	0	104,220	5,322,541,818
通所リハビリテーション	10,170	522,741,843	0	0	10,170	522,741,843
福祉用具貸与	92,439	1,136,704,813	0	0	92,439	1,136,704,813
短期入所 計	13,689	1,039,148,510	0	0	13,689	1,039,148,510
短期入所生活介護（特養等）	11,939	885,323,983	0	0	11,939	885,323,983
短期入所療養介護（老健）	1,750	153,824,527	0	0	1,750	153,824,527
短期入所療養介護（療養型） ※特定診療費含む		0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	29,964	5,463,154,286	0	0	29,964	5,463,154,286
居宅介護（介護予防）サービス計画費	165,254	1,891,668,718	0	0	165,254	1,891,668,718
施設介護サービス給付費	30,843	8,241,204,863	0	0	30,843	8,241,204,863
介護老人福祉施設サービス	20,858	5,370,772,554	0	0	20,858	5,370,772,554
介護老人保健施設サービス	7,762	2,076,976,335	0	0	7,762	2,076,976,335
介護療養型医療施設サービス ※特定診療費含む	2,223	793,455,974	0	0	2,223	793,455,974
地域密着型介護（介護予防）サービス費	13,772	1,968,896,790	0	0	13,772	1,968,896,790
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	791	117,333,870	0	0	791	117,333,870
夜間対応型訪問介護	2,537	48,864,682	0	0	2,537	48,864,682
認知症対応型通所介護	5,609	593,687,380	0	0	5,609	593,687,380
小規模多機能型居宅介護	707	146,469,484	0	0	707	146,469,484
認知症対応型共同生活介護	4,116	1,059,329,004	0	0	4,116	1,059,329,004
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護 ※	12	3,212,370	0	0	12	3,212,370
福祉用具購入費	0	0	2,008	59,114,788	2,008	59,114,788
住宅改修費	0	0	1,968	174,715,418	1,968	174,715,418
小 計	691,176	32,101,489,111	3,976	233,830,206	695,152	32,335,319,317
高額介護サービス費	15,477	69,227,311	54,231	691,645,513	69,708	760,872,824
高額医療合算介護サービス費	0	0	3,742	126,535,346	3,742	126,535,346
特定入所者介護サービス費	22,914	780,146,887	0	0	22,914	780,146,887
審査支払手数料	688,105	41,318,255	0	0	688,105	41,318,255
合 計	1,417,672	32,992,181,564	61,949	1,052,011,065	1,479,621	34,044,192,629

※ 平成27年4月から「複合型サービス」の名称が「看護小規模多機能型居宅介護」に変わりました。

(3) 給付の適正化

介護給付の適正化を図るため、利用者へ介護給付費通知を送付します。

【 取組状況 】

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
回 数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
件数 (1 回あたり)	約 14,300 件	約 15,000 件	約 15,800 件	約 16,100 件	約 17,000 件

(4) 居宅介護（介護予防）サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

【 居宅介護（介護予防）サービス別利用件数の状況 】 (単位：件数)

サービスの種類	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
訪 問 介 護	87,925	89,481	89,003	89,153	88,587
訪問入浴介護	6,638	6,400	5,846	5,365	5,072
訪 問 看 護	24,783	26,885	28,749	30,774	33,321
訪問リハビリテーション	1,717	1,913	2,022	2,128	2,531
居宅療養管理指導	58,561	66,574	76,876	89,151	101,314
通 所 介 護	70,271	79,216	88,181	97,230	104,220
通所リハビリテーション	8,354	8,471	8,852	9,483	10,170
福祉用具貸与	69,881	76,569	81,671	86,688	92,439
短期入所生活介護 短期入所療養介護	12,922	13,360	13,515	13,497	13,689
特定施設入居者生活介護	23,362	24,894	26,608	28,043	29,964
居宅介護支援	138,481	146,621	152,913	160,091	165,254

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

【 介護度別居宅介護（介護予防）サービス利用者数の状況 】 (単位：人数)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
要支援 1	2,222 (20)	2,621 (28)	2,777 (28)	3,066 (26)	3,156 (27)
要支援 2	1,720 (27)	1,598 (24)	1,719 (35)	1,712 (33)	1,666 (37)
要介護 1	2,881 (53)	3,263 (54)	3,597 (64)	3,876 (74)	4,111 (64)
要介護 2	2,695 (83)	2,685 (66)	2,736 (66)	2,801 (70)	2,828 (66)
要介護 3	1,760 (51)	1,811 (38)	1,864 (48)	1,825 (45)	1,911 (40)
要介護 4	1,451 (48)	1,618 (52)	1,575 (37)	1,688 (36)	1,717 (32)
要介護 5	1,223 (34)	1,251 (31)	1,205 (27)	1,179 (27)	1,246 (31)
合 計	13,952 (316)	14,847 (293)	15,473 (305)	16,147 (311)	16,635 (297)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

※ 福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

(5) その他の居宅介護（介護予防）サービスの利用

① 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間 10 万円
の範囲内で保険対象となるものについて、購入費の 9 割または 8 割を償還払いにより
支給します。

【 福祉用具購入費の支給状況 】

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
要支援	件 数	462	519	549	552	463
	金額 (円)	9,887,898	11,558,915	12,121,894	12,407,573	11,101,651
要介護	件 数	1,591	1,738	1,678	1,583	1,545
	金額 (円)	47,558,948	51,141,989	48,852,097	48,116,498	48,013,137
合 計	件 数	2,053	2,257	2,227	2,135	2,008
	金額 (円)	57,446,846	62,700,904	60,973,991	60,524,071	59,114,788

【 福祉用具購入費の特定福祉用具種目別一覧 】

(単位：件)

福祉用具の種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
腰 掛 便 座	677	620	609	644	549
自動排泄処理装 の交換可能部品	0	9	4	4	5
簡 易 浴 槽	0	2	0	0	0
移動用リフトの つり具の部分	13	16	11	8	8
入浴補助用具	1,551	1,625	1,642	1,646	1,515
特 殊 尿 器	1	1	0		
合 計	2,242	2,273	2,266	2,302	2,077

※上記「福祉用具の種目」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修（平成 12 年 1 月 31 日 老企三四）』の（別添）第一の 2 に明示されたものです。

※件数は、延べ件数になります。

※平成 24 年 4 月 1 日の法改正に伴い、特殊尿器は、購入対処用具から貸与用具に変更されたため、2 年経過したことで消滅時効となりました。

② 住宅改修費の支給

浴室やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割または8割を償還払いにより支給します。

【 住宅改修費の支給状況 】

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
要支援	件 数	628	713	752	764	662
	金額 (円)	59,613,167	69,857,200	67,478,769	69,899,719	60,513,624
要介護	件 数	1,183	1,296	1,353	1,200	1,306
	金額 (円)	103,664,156	117,327,851	118,089,108	102,368,143	114,201,794
合 計	件 数	1,811	2,009	2,105	1,964	1,968
	金額 (円)	163,277,323	187,185,051	185,567,877	172,267,862	174,715,418

【 住宅改修費の改修種類別一覧 】

(単位：件)

住宅改修の種類	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
手すりの取付け	1,756	1,783	1,872	1,905	1,817
段差の解消	401	406	388	367	324
床材等の変更	95	86	82	62	73
扉の取替え	193	204	207	221	190
洋式便器等への 取替え	91	107	93	76	91
上記改修に付帯して 必要となる改修	0	0	0	0	0
合 計	2,539	2,586	2,642	2,631	2,495

※上記「住宅改修の種類」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修（平成12年1月31日 老企三四）』の（別添）第二 住宅改修に明示されたものです。

※件数は、延べ件数になります。

(6) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設におけるサービスとして3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

平成27年4月から、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所できるのは、原則、要介護3以上の方に限定されました。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - ◇ 寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
 - ◇ 病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
- 介護療養型医療施設（療養病床等）
 - ◇ 急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期間療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。

【施設サービス利用者数の状況】

(単位：人数)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
介護老人福祉施設	1,593(14)	1,584(12)	1,635(10)	1,711(9)	1,736(10)
介護老人保健施設	621(15)	612(13)	659(9)	645(9)	629(5)
介護療養型医療施設	327(5)	281(3)	239(4)	178(5)	171(3)
総 数 ※	2,528	2,467	2,523	2,525	2,522

※ 各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

【介護度別施設サービス利用者数の状況】

(単位：人数)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要介護1	132(1)	130(2)	145(1)	154(3)	150(2)
要介護2	274(3)	250(4)	258(4)	217(0)	221(0)
要介護3	480(9)	459(7)	479(6)	488(3)	476(2)
要介護4	771(9)	758(7)	778(7)	814(11)	832(8)
要介護5	871(12)	870(8)	863(5)	852(6)	843(6)
総 数 ※	2,528	2,467	2,523	2,525	2,522

※ 各年度の3月分の利用分です。

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

(7) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護（支援）状態になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

【 地域密着型サービス利用件数の状況 】

(単位：件数)

サービスの種類	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		142	577	602	791
夜間対応型訪問介護	1,908	2,153	2,299	2,588	2,537
認知症対応型通所介護	5,291	5,715	5,799	5,272	5,609
小規模多機能型居宅介護	262	412	557	739	707
認知症対応型共同生活介護	2,460	3,069	3,577	3,916	4,116
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	7	0
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）		0	9	12	12

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスは平成 24 年度からサービスを開始しました。また、平成 27 年 4 月から複合型サービスの名称が、看護小規模多機能型居宅介護に変わりました。

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

【 地域密着型サービス利用者数の状況 】

(単位：人数)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
要支援 1	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)
要支援 2	0	0	1(0)	2(0)	3(1)
要介護 1	110(1)	159(1)	172(4)	193(3)	222(2)
要介護 2	213(6)	230(3)	242(6)	244(5)	254(4)
要介護 3	175(6)	220(4)	267(1)	255(3)	252(2)
要介護 4	154(4)	166(5)	174(4)	205(1)	207(2)
要介護 5	162(2)	178(2)	168(4)	174(5)	181(7)
合 計	815(19)	954(15)	1,025(19)	1,074(17)	1,121(18)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です（再掲）。

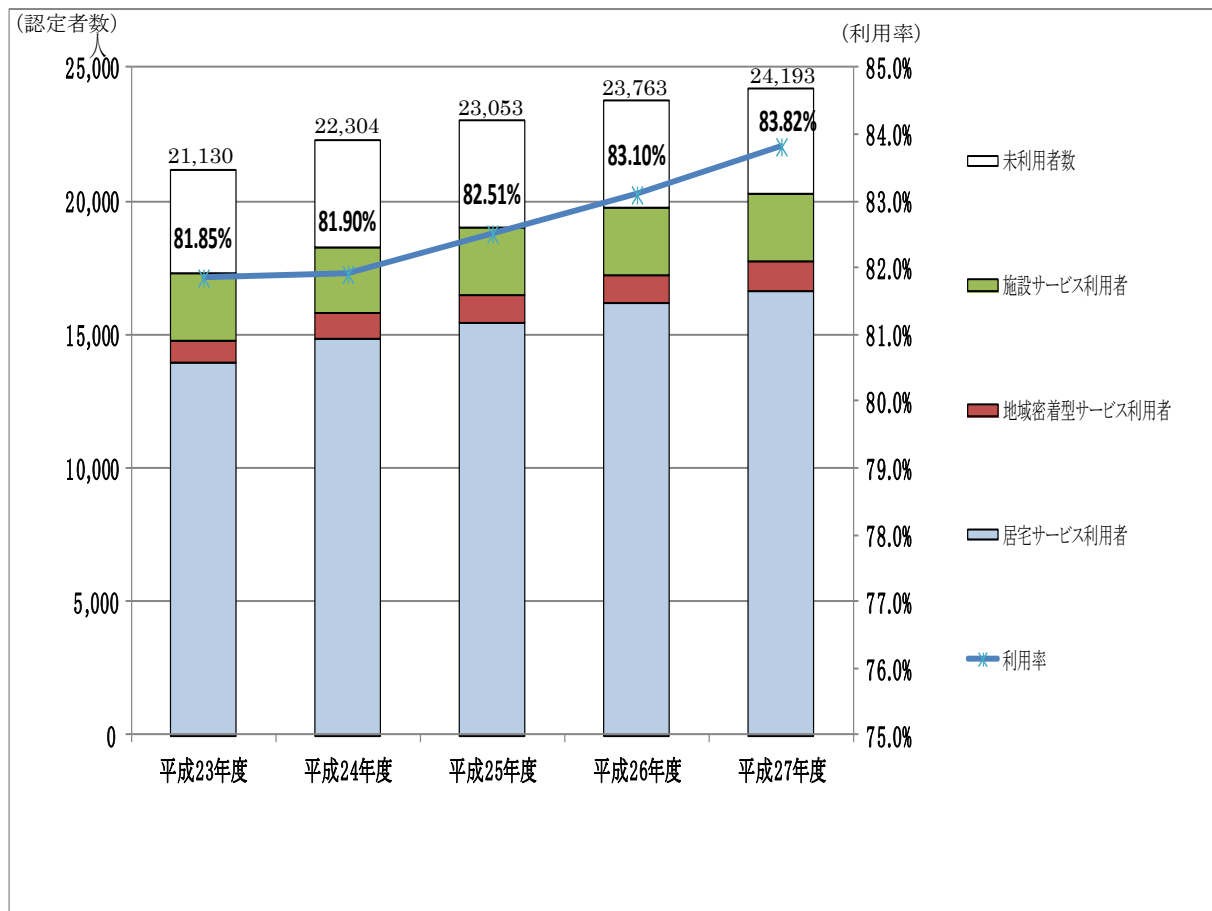
(8) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移

居宅介護（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者の合計と推移をみると、利用者数が増加するとともに、認定者数に比して、サービスを利用する割合も増加しています。

年度	認定者数	サービス利用者					未利用者	
		利用者		内訳			未利用者数	未利用率
		合計	利用率	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者		
平成23年度	21,130	17,295	81.85%	13,952	815	2,528	3,835	18.15%
平成24年度	22,304	18,268	81.90%	14,847	954	2,467	4,036	18.10%
平成25年度	23,053	19,021	82.51%	15,473	1,025	2,523	4,032	17.49%
平成26年度	23,763	19,746	83.10%	16,147	1,074	2,525	4,017	16.90%
平成27年度	24,193	20,278	83.82%	16,635	1,121	2,522	3,915	16.18%

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 各年度3月サービス利用者数（福祉用具購入・住宅改修のみの利用者を含まない）



4 各種軽減制度及び助成事業

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

サービス利用時に支払う利用者負担額には、区民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

【 高額介護（介護予防）サービス費の支給状況 】

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
現役並み所得者 同一世帯に課税所得 145 万円以上 の第1号被保険者(65歳以上) がいて、収入が1人の場合 383 万円以上、2人以上 520 万円以上 の方) 世帯の負担 (上限額)44,400 円/月	件数					4,190	
	金額 (円)					57,738,779	
一般世帯 世帯の負担 (上限額)37,200 円/月	件数	6,451	6,980	7,815	7,978	11,139	
	金額 (円)	29,340,502	33,868,948	36,945,043	36,721,657	112,650,461	
世帯 全員の 区民税が 非課税	個人・世帯の負担 (上限額)24,600 円/月	件数	6,683	7,417	8,011	8,912	9,516
	金額 (円)	43,039,841	48,709,213	51,538,704	58,818,536	62,079,512	
合計所得金額と課税年金収入 額の合計額が 80 万円以下の方、 または老齢福祉年金を受給して いる方 等 個人の負担 (上限額)15,000 円/月	件数	32,624	34,717	35,691	37,313	38,187	
	金額 (円)	399,446,617	429,377,327	440,029,508	455,994,604	458,562,743	
世帯全員の区民税が非課税で生活保 護を受給されている方 等 個人の負担 (上限額)15,000 円/月	件数	4,839	5,195	6,005	6,167	6,676	
	金額 (円)	50,848,661	55,826,826	60,263,123	65,253,562	69,841,329	
合 計	件数	50,597	54,309	57,522	60,370	69,708	
	金額 (円)	522,675,621	567,782,314	588,776,378	616,788,359	760,872,824	

※ 平成27年8月から、現役並み所得者の区分が新設されました。

※ 件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

※ 課税年金収入とは、区民税がかからない収入(障害年金・遺族年金・恩給)を除いた、老齢・退職年金をさします。

(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、負担限度額を超えた場合に、その超えた金額分は申請により、後から支給されます。

【 高額医療合算制度における世帯の負担限度額（年額） 】

所得区分 (※賦課基準額)	国保・健康保険など+介護保険 (69歳までの人)		所得区分 (※課税所得)	国保・健康保険 など+介護保険 (70～74歳の人)	後期高齢者医療 制度+介護保険 (主に75歳以上の人)	
	平成27年7月まで	平成27年8月から				
上位所得者 (901万円超)	176万円	212万円	現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	67万円	67万円	
上位所得者 (600万円超)	135万円	141万円				
一般 (210万円超)	67万円	67万円	一般 (課税所得 145万円未満)	56万円	56万円	
一般 (210万円以下)	63万円	60万円				
低所得者 (住民税非課税)	34万円	34万円	低所得者 (住民税非課税)	II	31万円	31万円
				I	19万円	19万円

※賦課基準額の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。世帯全員の所得で判定します。

※課税所得の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額33万円以外の控除も差し引いた額です。世帯全員の所得で判定します。

●低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税の方です。

●低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準(年金収入80万円以下等)を満たす方です。

【 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況 】

所得区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
現役並み 所得者	件数	186	511	98	428	410	
	金額(円)	6,804,876	18,202,959	3,247,406	17,124,256	17,578,568	
一般	件数	108	386	80	267	318	
	金額(円)	2,694,625	10,036,289	2,285,362	7,301,509	8,188,848	
低所得者	II	件数	395	607	195	645	733
		金額(円)	12,178,083	19,041,664	6,117,963	21,817,880	25,013,441
	I	件数	1,615	2,074	719	2,225	2,281
		金額(円)	52,278,467	67,848,207	21,660,169	74,335,886	75,754,489
合計	件数	2,304	3,578	1,092	3,565	3,742	
	金額(円)	73,956,051	115,129,119	33,310,900	120,579,531	126,535,346	

(3) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少し、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

【 利用者負担額の減免状況 】

(単位：件数)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
減 額	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
免 除	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

(4) 特定入所者介護 (介護予防) サービス費

低所得の方が介護保険施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設) と (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護を利用した場合の食費・居住費 (滞在費含む) について、所得に応じた負担限度額が設定されています。負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

【 食費・居住費の自己負担額 (負担限度額) 減額件数の状況 】

(単位：件数)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
世帯全員の区民税が 非課税かつ高齢福祉 年金受給者等	食 費	229 (0)	231 (0)	237 (0)	252 (0)	429 (0)
	居住費	229 (0)	231 (0)	237 (0)	252 (0)	429 (0)
世帯全員の区民税が 非課税で本人の合計 所得金額と課税年金 収入額の合計が 80 万 円以下の方	食 費	1,965 (30)	2,045 (31)	2,104 (24)	2,123 (23)	1,278 (14)
	居住費	1,965 (30)	2,045 (31)	2,104 (24)	2,123 (23)	1,278 (14)
世帯全員の区民税が 非課税で本人の合計 所得金額と課税年金 収入額の合計が 80 万 円を超える方	食 費	615 (2)	639 (4)	691 (2)	731 (3)	256 (0)
	居住費	615 (2)	639 (4)	691 (2)	731 (3)	256 (0)
合 計	食 費	2,809 (32)	2,915 (35)	3,032 (26)	3,106 (26)	1,963 (14)
	居住費	2,809 (32)	2,915 (35)	3,032 (26)	3,106 (26)	1,963 (14)

※ 各年度 3 月末日時点の数値です。

※ () 内は第 2 号被保険者の件数です (再掲)。

(5) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額の減免、食費・居住費の負担限度額（特定負担限度額）が設定されています。

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況 】(単位：件数)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
減 額	32	24	20	11	7
免 除	11	8	5	5	4
合 計	43	32	25	16	11

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況 】(単位：件数)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
世帯全員の区民税が非課税かつ 老齢福祉年金受給者等	食 費	24	17	14	5	7
	居住費	35	18	15	5	8
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	食 費	58	46	37	27	18
	居住費	47	45	36	26	17
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	食 費	15	11	8	8	7
	居住費	15	11	8	8	7
合 計	食 費	97	74	59	40	32
	居住費	97	74	59	39	32

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2~3か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内において無利子で資金を貸付けます。

【 高額介護サービス費等資金貸付の状況 】

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
高額介護サービス費	件数	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	件数	2	1	0	1	0
	金額(円)	70,063	90,000	0	12,285	0
住宅改修費	件数	3	10	6	5	4
	金額(円)	310,824	1,165,609	569,293	599,220	303,300
合 計	件数	5	11	6	6	4
	金額(円)	380,887	1,255,609	569,293	611,505	303,300

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(7) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

【 住宅改修支援助成（ケアマネジャー等支援）の状況 】

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	57	39	31	33	23
金額(円)	114,000	78,000	62,000	66,000	46,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に軽減をする旨の申出を行ったサービス事業者が、介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担）の軽減を行った場合、その費用の一部を区が事業者に助成します。対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

【 確認証発行件数及びサービス事業者への助成の状況 】

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
確認証発行件数	222	205	187	184	174
助成事業者数	63	76	82	70	76
金 額 (円)	4,711,960	4,683,844	4,097,017	3,235,387	3,037,810

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(9) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成

上記「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同月の利用者負担額（介護費負担）の 2 分の 1 をあとから助成します。

【 助成件数及び助成額の状況 】

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
助成件数	1,857	1,654	1,414	1,307	1,298
金額 (円)	7,670,663	7,202,544	6,055,055	5,242,673	5,023,022

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(10) 家族介護慰労金事業

要介護 4 または要介護 5 の認定を受けた方を、次の支給要件に該当し、在宅で 1 年間介護している同居家族の方に、10 万円の慰労金を支給します。

< 支給要件 >

- ①介護保険サービスを 1 年間利用していない場合（7 日以内のショートステイ利用を除きます。また、医療機関の入院期間が 3 か月以内であること。）
- ②上記の介護保険サービスを 1 年間利用していない期間、要介護者及びその方を介護している家族が区民税非課税世帯であること。

【 家族介護慰労金支給の状況 】

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件 数	1	3	1	0	0
金額 (円)	100,000	300,000	100,000	0	0

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(11) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方と福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方については、利用者負担上限額を月額 3,000 円とし、それを超えた分について区が助成します。

【 介護保険サービス利用者負担額助成の状況 】

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件 数	165	134	131	117	100
金額 (円)	1,532,914	1,184,168	1,297,123	1,128,013	1,012,184

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

5 介護予防事業の実施

介護予防・認知症予防の普及啓発や地域の介護予防・認知症予防活動への支援を強化するとともに、リスク内容に応じた介護予防事業を実施しました。なお、この事業は介護保険の居宅介護予防サービスとは別のものです。

(1) 介護予防の普及啓発（一次予防対象者施策）

介護保険認定を受けていない元気な高齢者などに対して、介護予防・認知症予防の必要性を普及啓発するために、講演会や介護予防・認知症予防情報誌の発行及びイベントの開催、講座、教室を実施しています。

① 介護予防講演会・講座・教室

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延 回 数	261 回	214 回	160 回	209 回	56 回
参加者延人数	6,698 人	6,168 人	8,639 人	7,735 人	7,265 人

② 足腰げんき教室

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
教 室 数 (延回数)	50 教室 (200 回)	50 教室 (200 回)	40 教室 (155 回)	40 教室 (156 回)	36 教室 (160 回)
参加実人数 (延人数)	656 (2,390) 人	651 (2,301) 人	532 (1,801) 人	503 (1,718) 人	554 (1,949) 人

③ 口からはじめる栄養満点教室（平成 27 年度から実施）

区 分	平成 27 年度
教 室 数 (延回数)	5 教室 (20 回)
参加実人員 (延人数)	60 (184) 人

※ 平成 26 年度まで実施していた「栄養満点教室」と「65 歳からの噛む噛むクッキング」を統合した事業

④ 認知症予防講演会

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
講演会回数	4 回	4 回	4 回	4 回	2 回
参加実人数	264 人	224 人	378 人	393 人	138 人

⑤ 認知症予防教室

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
教室数	4 教室	4 教室	5 教室	5 教室	6 教室
参加実人数	90 人	82 人	103 人	111 人	133 人

⑥ 認知症予防のためのウォーキング（講座・教室等）

認知症予防に効果があると言われていた有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベントを開催しています。

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
教室数	104 回	96 回	107 回	106 回	102 回
参加延人数	6,989 人	7,748 人	7,934 人	7,719 人	7,076 人

⑦ わがまち一番体操

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
会場数 (延べ回数)	13 会場(138 回)	16 会場(275 回)	22 会場(424 回)	24 会場(444 回)
参加延人数	1,721 人	4,350 人	7,969 人	9,284 人

⑧ 地域ささえ愛グループ支援

病気や加齢などで家に閉じこもりがちの高齢者などの生きがいと社会参加の促進を図るため、自主的に心身機能の維持向上の活動を行っているグループを支援しています。

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
グループ数	80 グループ	80 グループ	79 グループ	80 グループ	78 グループ
活動回数	1,891 回	1,944 回	1,938 回	1,974 回	1,853 回
参加者延人数	23,921 人	23,423 人	23,272 人	23,555 人	21,407 人

⑨ 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防・認知症予防について正しい知識を持ち各事業で活動し、地域での介護予防・認知症予防の普及にあたる人材を育成しています。

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
介護予防サポーター (登録者数)	115 人	125 人	122 人	136 人	107 人
ウォーキングリーダー (登録者数)	67 人	64 人	69 人	80 人	83 人

(2) 二次予防対象者施策

介護保険制度改正により、予防給付の訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行され、新たな介護予防・生活支援サービスとして平成 28 年 4 月スタートしました。

それに向けて 27 年度は、これまでの二次予防事業を整理し、モデル事業として短期集中予防サービス（訪問型・通所型）を実施するとともに、介護予防・生活支援サービスの 28 年度開始に向けた検討を行いました。

短期集中予防サービス（モデル事業）（平成 28 年度から介護予防・生活支援サービス事業）

区 分	実件数／実人数	延回数
訪問（看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士等の 専門職による訪問指導）	39 件	293 回
通所（生活行為向上プログラム）	13 人	100 回
通所（運動器機能向上プログラム）	34 人	153 回

6 介護保険料

(1) 第1号被保険者

① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。平成27から29年度までの保険料額は、基準年額を68,400円（第5段階）とし、下表のとおり14段階の保険料を設定しています。

【 保険料額（平成27年度～29年度） 】

段階	対象者	保険料
第1段階 基準年額×0.44	・生活保護受給の方 ・世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方又は本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年 30,000円 (月 2,500円)
第2段階 基準年額×0.65	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	年 44,400円 (月 3,700円)
第3段階 基準年額×0.78	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年 53,400円 (月 4,450円)
第4段階 基準年額×0.84	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年 57,600円 (月 4,800円)
第5段階 基準年額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年 68,400円 (月 5,700円)
第6段階 基準年額×1.07	本人が区民税課税の方（合計所得金額125万円未満）	年 73,200円 (月 6,100円)
第7段階 基準年額×1.20	本人が区民税課税の方 （合計所得金額125万円以上200万円未満）	年 82,200円 (月 6,850円)
第8段階 基準年額×1.40	本人が区民税課税の方 （合計所得金額200万円以上300万円未満）	年 96,000円 (月 8,000円)
第9段階 基準年額1.61	本人が区民税課税の方 （合計所得金額300万円以上500万円未満）	年 109,800円 (月 9,150円)
第10段階 基準年額×1.86	本人が区民税課税の方 （合計所得金額500万円以上700万円未満）	年 127,200円 (月 10,600円)
第11段階 基準年額×2.11	本人が区民税課税の方 （合計所得金額700万円以上1,000万円未満）	年 144,600円 (月 12,050円)
第12段階 基準年額×2.32	本人が区民税課税の方 （合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満）	年 158,400円 (月 13,200円)
第13段階 基準年額×2.54	本人が区民税課税の方 （合計所得金額1,500万円以上2,500万円未満）	年 174,000円 (月 14,500円)
第14段階 基準年額×2.70	本人が区民税課税の方（合計所得金額2,500万円以上）	年 184,800円 (月 15,400円)

※保険料率は小数点第三位で四捨五入しています。

【保険料段階に対する第1号被保険者の人口割合(平成27年度)】

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
人口割合	19.07%	5.33%	5.11%	14.22	7.68%	10.76%	11.55%
段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
人口割合	9.30%	7.98%	3.00%	2.01%	1.56%	1.19%	1.26%

※ 人口割合は平成28年3月31日現在の第1号被保険者数を基に算出しています。

② 保険料の納付方法

受給している年金(老齢福祉年金を除く。)が年額18万円以上の方は、年金から引き落としされる特別徴収(特徴)となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収(普徴)になります。

【 保険料収納状況(決算額) 】

(単位:円)

年度	区分	調定額A	収入額B	還付未済額C	収納率D (B-C)÷A	未納額E A-(B-C)	不納欠損額
23	特別徴収	4,685,171,420	4,692,168,240	6,996,820	100.00%	0	0
	普通徴収	647,114,540	543,193,560	1,150,360	83.76%	105,071,340	0
	合計	5,332,285,960	5,235,361,800	8,147,180	98.03%	105,071,340	0
	滞納繰越分	234,684,100	42,008,860	55,510	17.88%	192,730,750	77,361,570
24	特別徴収	6,083,755,140	6,092,096,140	8,341,000	100.00%	0	0
	普通徴収	1,042,491,680	908,169,670	1,335,800	86.99%	135,657,810	0
	合計	7,126,246,820	7,000,265,810	9,676,800	98.10%	135,657,810	0
	滞納繰越分	219,932,140	50,051,370	28,820	22.74%	169,909,590	66,758,590
25	特別徴収	6,329,915,460	6,338,064,540	8,149,080	100.00%	0	0
	普通徴収	1,015,752,650	884,547,810	1,377,910	86.95%	132,582,750	0
	合計	7,345,668,110	7,222,612,350	9,526,990	98.20%	132,582,750	0
	滞納繰越分	238,529,990	60,417,650	83,390	25.29%	178,195,730	59,155,710
26	特別徴収	6,579,115,560	6,587,442,789	8,327,229	100.00%	0	0
	普通徴収	1,023,021,290	895,408,516	1,517,830	87.38%	129,130,604	0
	合計	7,602,136,850	7,482,851,305	9,845,059	98.30%	129,130,604	0
	滞納繰越分	251,055,400	61,438,550	205,180	24.39%	189,822,030	69,563,840
27	特別徴収	7,404,285,950	7,413,358,580	9,072,630	100.00%	0	0
	普通徴収	1,095,914,450	956,674,170	1,517,910	87.16%	140,758,190	0
	合計	8,500,200,400	8,370,032,750	10,590,540	98.34%	140,758,190	0
	滞納繰越分	247,711,384	59,676,560	141,430	24.03%	188,176,254	78,781,100

【 保険料特別徴収・普通徴収納付の状況 】

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
被保険者数(A)	107,176	110,714	113,568	116,275	118,017
特徴結果数(B)	91,178	92,503	94,707	98,254	99,247
普徴者数(A - B = C)	15,998	18,211	18,861	18,021	18,770
普徴口座振替数(D)	3,101	3,233	3,228	3,314	3,861
普徴納付書納付者数 (C - D = E)	12,897	14,978	15,633	14,707	14,909
Eの占める割合(E / A)	12.03%	13.53%	13.77%	12.65%	12.63%

- ※ 被保険者数(A)は、各年度3月末時点の数値です。
- ※ 特徴結果数(B)は、各年度2月引き落とし分の件数です。
- ※ 普徴口座振替数(D)は、各年度3月振替分の件数です。

③ 保険料の減免

(ア) 病気や災害等による減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請により保険料が減免されます。

【 保険料減免の状況 】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件 数	13	13	4	2	2
減免額 (円)	142,000	283,900	103,800	27,600	30,000
主な減免事由	災害等	災害等	災害等	災害等	災害等

(イ) 生計困難者に対する減額制度

その年度の保険料段階が第1～4段階の方のうち、収入、資産も少なく生計困難者と認める場合、申請により保険料が減額されます。

【 保険料減免の状況 】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件 数	659	541	478	541	396
減免額 (円)	8,892,000	8,718,100	7,669,500	8,718,100	7,167,150

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金を通じ、区市町村に交付されます。

【参考】杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。

7 介護保険財政

保険給付に必要な費用は、利用者が負担する以外に、第1号被保険者（65歳以上）保険料と第2号被保険者保険料（40歳以上64歳まで）及び国・都・区の公費を財源としています。

平成27年度から平成29年度までの財源の負担割合は次のとおりです。

【 保険給付費の負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	22%	28%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます)

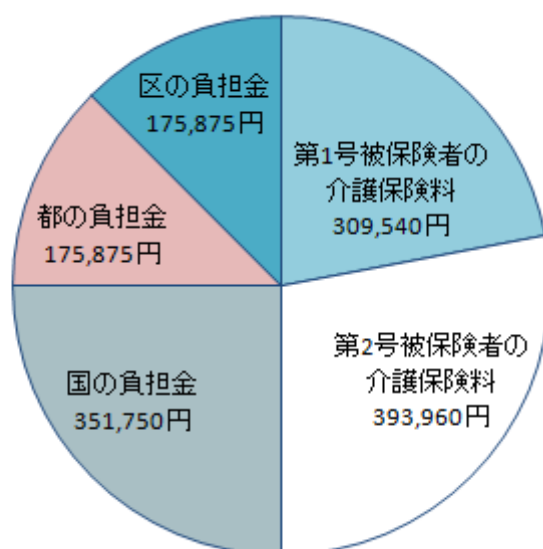
【 地域支援事業の介護予防事業費 負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合		22%	28%	25%	12.5%	12.5%

【 地域支援事業の包括的支援事業費 負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者		国	都	区
負担割合		22%		39.0%	19.5%	19.5%

平成27年度一人当たりの年間保険給付費 1,407,000円(総給付費/要介護・要支援認定者数)は下記の円グラフに示す財源で賄われています。



【平成27年度決算額内訳（歳入）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額
歳 入	保 険 料	8,380,809,000	8,429,709,310
	使用料及び手数料	1,000	2,700
	国庫支出金	7,925,889,000	7,976,153,640
	介護給付費負担金	6,202,457,000	6,335,097,155
	調整交付金	1,342,815,000	1,283,485,000
	地域支援事業（介護予防事業）	62,699,000	56,423,250
	地域支援事業（包括的支援事業）	307,585,000	278,852,235
	社会保障・税番号制度システム整備	10,333,000	13,269,000
	介護保険災害臨時特例補助金	0	27,000
	介護保険事業費補助金	0	9,000,000
	支払基金交付金	9,836,148,000	9,593,746,333
	介護給付費交付金	9,765,925,000	9,528,768,333
	地域支援事業支援交付金	70,223,000	64,978,000
	都 支 出 金	5,318,136,000	5,264,427,743
	介護給付費負担金	5,132,994,000	5,096,790,000
	地域支援事業（介護予防事業）	31,349,000	28,211,625
	地域支援事業（包括的支援事業）	153,792,000	139,426,118
	財政安定化基金交付金	1,000	0
	財 産 収 入	2,723,000	2,576,170
	繰 入 金	5,697,328,000	5,694,691,940
	介護給付費繰入金	4,359,788,000	4,359,787,000
	地域支援事業（介護予防事業）	31,349,000	31,348,000
	地域支援事業（包括的支援事業）	147,934,000	147,933,000
	地域支援事業（その他地域支援事業）	245,389,000	245,388,000
	事務費等繰入金	831,894,000	831,894,000
	低所得者保険料軽減繰入金	80,974,000	78,341,940
	繰 越 金	1,312,853,000	1,312,853,072
寄 附 金	1,000	0	
諸 収 入	25,482,000	22,531,673	
合 計	38,499,370,000	38,296,692,581	

【平成27年度決算額内訳（歳出）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額	
歳 出	総務費	651,175,000	579,481,447	
	保険給付費	34,878,310,000	34,044,192,629	
		介護サービス等諸費	30,892,702,000	30,321,612,877
		介護予防サービス等諸費	2,262,692,000	2,013,706,440
		高額介護サービス費	768,147,000	760,872,824
		高額医療合算介護サービス費	126,591,000	126,535,346
		特定入所者介護サービス等費	780,147,000	780,146,887
		審査支払手数料	48,031,000	41,318,255
	基金積立金	937,875,000	937,875,000	
	地域支援事業	1,279,774,000	1,226,756,903	
		介護予防事業	253,597,000	224,357,515
		包括的支援事業	602,906,000	594,963,516
		その他地域支援事業	423,271,000	407,435,872
	諸支出金	560,658,000	555,833,198	
	予備費	191,578,000	0	
合 計		38,499,370,000	37,344,139,177	

【平成27年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合）】

歳 入		歳 出	
科 目	割 合	科 目	割 合
介護保険料	22.01%	総務費	1.55%
使用料及び手数料	0.00%	保険給付費	91.16%
国庫支出金	20.83%	基金積立金	2.51%
支払基金交付金	25.05%	地域支援事業費	3.29%
都支出金	13.74%	諸支出金	1.49%
財産収入	0.01%	合 計	100.00%
繰入金	14.87%		
繰越金	3.43%		
諸収入	0.06%		
合 計	100.00%		

【平成27年度介護保険関係基金・債権 現在高】（平成28年3月末時点）

基金・債権 名	年度末現在高
介護給付費準備基金	2,299,134,072 円
NPO等介護保険事業者資金貸付金	1,965,000 円

8 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- ・杉並区介護保険事業計画に関すること。
- ・介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- ・区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること。
- ・区の介護施設等の整備に関する計画に関すること。
- ・区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。
- ・その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

【委員数】 22 人（根拠：介護保険法、杉並区介護保険条例、同施行規則、杉並区介護保険運営協議会運営要綱）

公募区民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合計
6	2	3	3	8	22

【開催実績】平成 27 年度

回数	開催日	主な内容
第 1 回	27 年 6 月 26 日	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉計画（27～31 年度）及び第 6 期介護保険事業計画について ○総合事業の実施に向けた取組について ○杉並区の生活支援体制整備及び認知症対策並びに医療と介護の連携の各取組について ○地域包括支援センター（ケア 24）の事業評価等について ○指定介護予防支援業務の委託について ○地域密着型サービス事業所（区外含む）の指定等について ○介護施設等の整備状況について ○障害者の相談支援専門員の育成の取組について

第2回	27年10月23日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業所の指定について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス事業の実施について ○在宅医療地域ケア会議 実施結果（第1回目）について ○杉並区における認知症施策推進事業について ○介護保険制度改正について ○地域密着型サービス事業所（区外含む）の指定等について ○南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホーム等建設・運営事業者の選定結果について
第3回	28年1月22日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○杉並区介護保険条例の一部改正について ○地域密着型サービス事業所の指定について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター（ケア24）の事業評価について ○在宅医療地域ケア会議 実施結果（第2回目）について ○地域密着型サービス事業所の指定等について <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定居宅サービス等の事業の人員等の基準に係る省令の一部改正に伴う地域密着型サービスに関する条例等の改正について
第4回	28年3月18日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業所の開設について ○小規模な通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行及び地域密着型通所介護等の利用者等に関する協定について ○指定介護予防支援の業務の委託及び介護予防ケアマネジメントの再委託について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス事業に係る指定事業所の内訳について ○平成27年度の杉並区の生活支援体制整備と平成28年度の展開について ○平成28年度地域包括支援センター（ケア24）の事業評価について ○平成27年度在宅医療地域ケア会議実施結果及び総括について ○平成27年度認知症対策の主な取組実績について ○地域密着型サービス事業所の指定更新について ○杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正について

9 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

【 苦情・意見要望件数の状況 】 (単位：件数)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要介護認定	7	7	9	4	3
介護保険料	1	2	1	0	0
介護保険サービス供給量	3	2	1	0	0
介護事業者及び保険給付	156	171	88	35	39
そ の 他	103	94	80	104	102
合 計	270	276	179	143	144

【 相談対応件数の状況 】 (単位：件数)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談者への説明・助言	232	185	96	54	44
当事者間を調整	23	55	39	19	27
他機関を紹介	3	5	11	10	16
そ の 他	12	31	33	60	57
合 計	270	276	179	143	144

【 都国民健康保険団体連合会との調整及び都介護保険審査会への審査請求件数の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
東京都国民健康保険団体連合会との調整	0	2	2	2	0
東京都介護保険審査会への審査請求	0	0	2	2	0
合 計	0	2	4	4	0

10 介護サービス事業者への支援

(1) 介護サービス従事者研修

質の高い介護保険サービスを確保するため、介護サービス事業者の協議会等と共催で、専門的・実践的な研修を行います。

【 研修実績 】

(単位：回)

名 称	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
訪問介護事業者研修会	2	2	2	1	1
居宅介護支援事業者研修会	0	1	2	2	1
通所介護・通所リハビリテーション事業者研修会	2	2	2	2	2
介護職員スキルアップ研修	0	3	2	1	1
合 計	4	8	8	6	5

(2) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者協議会等と共同し、会議や研修などを実施します。

【 地域ケア会議の開催 】

主 催	内 容	回 数
地域包括支援センター (ケア24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 多職種による課題の検討 ● ケアマネジメントの質の向上や連携強化に向けた支援 	124

【 ケアマネジメント支援 】

主 催	内 容
地域包括支援センター (ケア24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、精神障害、虐待、成年後見人等ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの助言 ● ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言

【 ケアマネジメント研修 】

名 称	内 容
ケアマネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 発信！杉並の地域包括ケア ～人々が幸せになる杉並をつくるには～ ● アセスメント力をつけよう！～新人さんからベテランさんまで～ ● 高齢障がい者の支援を考えよう！ ～どうやってプランニングする？～ ● 事例検討会～視野を広げたマネジメント～ ● 認知症の方のアセスメント力をつけよう ● 成年後見制度とその利用について
訪問指導研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域でのリハビリ指導」 ● 「介入を拒む人たちへのかかわり方」
高齢者虐待研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待とその対応（基礎） (1回開催) 対象：ケア24職員、居宅・訪問・通所介護事業者 ● 高齢者虐待対応におけるケアマネの役割 (1回開催) 対象：居宅介護支援事業者 ● 高齢者虐待対応における事業者の役割 (1回開催) 対象：訪問介護事業者 ● 高齢者虐待対応における事業者の役割 (1回開催) 対象：通所介護事業者 ● 高齢者虐待対応における事業者の役割 (1回開催) 対象：訪問看護事業者

※ 訪問指導研修と高齢者虐待研修は、ケアマネジャー以外を対象としたものも含まれます。

(3) NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。※平成22年度以降、貸付の実績はありません。

(4) 就職面接会・相談会の実施

介護職員の確保支援を目的とし、ハローワーク、産業振興センター等と共同、東京都福祉人材センターの協力により、区内福祉施設・事業所が参加する就職面接会・相談会を実施しています。

【 福祉の仕事 面接会・相談会の実施状況 】

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
参加事業所 (障害分野含む)	32	26	26	26	25
求 人 数	102	123	152	108	214
参加人数	113	66	74	54	62
延べ面接人数	138	53	40	85	91
採用人数	21	16	24	18	16

(5) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業

介護保険サービス事業所に勤務する介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、対象事業者へ非常勤職員健康診断費等を助成します。

【 助成件数及び助成額の状況 】

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
助成件数	17	21	22	23	24
金額(円)	615,700	706,682	667,327	835,796	822,128

11 地域密着型サービス事業者の指定

平成 18 年度から地域密着型サービスが創設され、区が指定を行うことになりました。

【 地域密着型サービス事業者の区内事業所の指定状況 】

(単位:所)

サービスの種類	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		4	1	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	1	0	0
認知症対応型通所介護	2	1	0	4	1
小規模多機能型居宅介護	1	0	1	0	2
認知症対応型共同生活介護	4	2	2	1	6
合 計	7	7	5	5	9

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成 24 年度からサービスを開始しました。

12 介護サービス事業者の指導

介護保険サービスの質の向上に向けて、区内に事業所を持つ介護サービス事業者の運営指導を行います。

(1) 実地指導等の状況

(単位：所)

サービスの種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
居宅介護支援	9	24	25	16	15
介護予防支援	5	5	5	1	0
訪問介護	4	20	15	15	5
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
通所介護	10	13	20	15	13
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	0	0	0	0	0
特定福祉用具販売	0	0	0	0	0
基準該当	0	1	0	0	0
老人福祉施設	0	0	0	0	2
老人保健施設	1	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	11	2	2	10	3
認知症対応型通所介護	13	2	1	9	6
小規模多機能型居宅介護	0	1	0	2	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	3
合 計	53	68	68	68	50

(2) 集団指導

毎年、一定の場所に集めて指導することで、効率的に普及啓発を図ることができると思われる事項について集団指導を行っています。

平成27年度は居宅系・通所系など4つの種別に分けて開催し、参加事業所数は538事業所でした。

13 広報普及活動

介護保険の趣旨や利用方法について、区民に理解を深めてもらうため、冊子等の作成や、広報すぎなみ及び区ホームページを通じての広報活動を行っています。

また、「すぎなみフェスタ」に出展し、「介護の日（11月11日）」のPR活動や、高齢者福祉事業等の案内を行なっています。

【 ちらし・パンフレット・冊子 】

タイトル等	配布方法・配布場所
65歳到達者用パンフレット	65歳到達者へ郵送
介護保険制度周知用パンフレット	区窓口、地域包括支援センター（ケア24）及び介護サービス事業所で配布
介護保険利用者ガイドブック	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
介護保険事業者マップ	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
生計が困難な方の介護保険料減額のご案内	対象者へ郵送
要支援1・2の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料の年金引き落とし額調整のお知らせ	対象者へ郵送
住宅改修の手引き	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布

【 杉並区役所公式ホームページ 】

掲載内容
<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度とは ○介護保険料について ○要介護認定 ○介護サービスの種類 ○区内介護保険サービス事業所を探す <ul style="list-style-type: none"> <外部リンク> 介護保険サービス事業者情報検索システム <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区内及び近隣のサービス事業者検索 ・事業所の空き情報 ○介護サービス利用料と軽減制度等について ○事業者の方向け情報 ○障害者控除対象者認定

14 介護保険制度のあゆみ

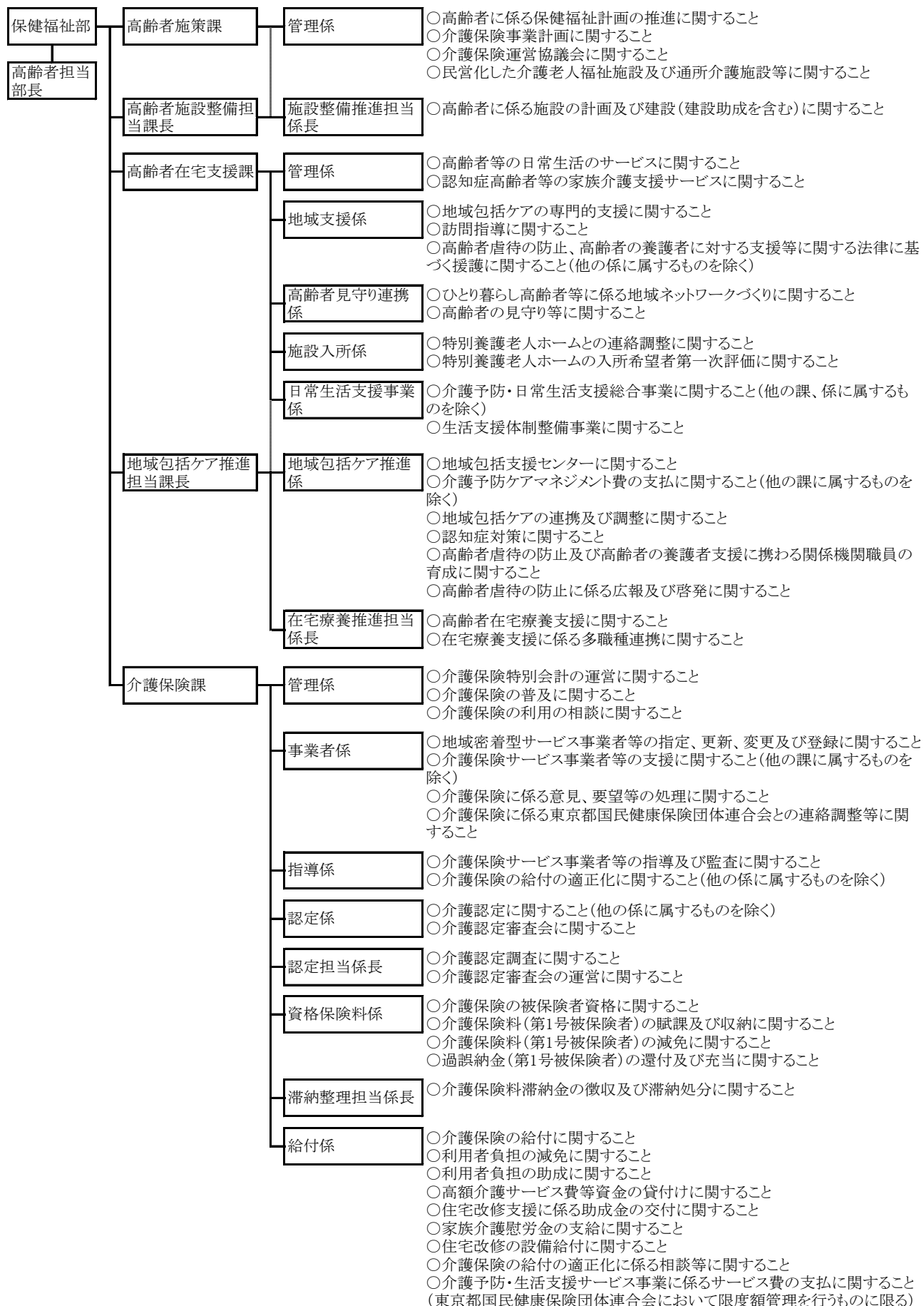
平成8年	11月	第139回臨時国会に介護保険関連3法案（介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律）の提出（国）
平成9年	12月	介護保険関連3法の公布（12月17日）（国）
平成10年	2月	介護保険制度推進会議を設置（区）
平成11年	4月	介護支援専門員に関する省令の公布（国）
	5月	杉並区介護保険事業懇談会を設置（区）
	7月	介護保険制度のための高齢者実態調査を実施（区）
	12月	介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布（国）
平成11年	2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告（区）
	3月	介護保険法施行規則、指定居宅サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の公布（国）
平成12年	4月	介護保険課を設置（区） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の公布（国）
	9月	第1号被保険者該当のお知らせを送付（区）
	10月	要介護認定の申請受付を開始（区）（10月1日） 「介護保険事業計画素案」の住民説明会を開催（区）
	11月	介護保険法の円滑な実施のための特別対策の発表（国）
	2月	介護報酬単価の決定（国） 「介護保険事業計画」を策定（区）
	3月	第1号被保険者に介護保険被保険者証を一齐交付（区） 介護保険制度の住民説明会を開催（区）
	4月	介護保険法の施行（国）（4月1日） 杉並区介護保険条例を施行（区）（4月1日） 介護保険運営協議会を設置（区）
平成13年	8月	第1号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送（区）
	11月	杉並区介護保険サービス利用状況調査を実施（区）
	4月	家族介護慰労金事業を開始（区） 介護保険サービス利用者負担額助成事業を開始（区）
平成13年	10月	保険料本来額徴収を開始（区）（保険料基準月額 2,940円） 杉並区介護保険に関する調査を実施（区）
	平成14年	1月
平成14年	10月	「第2期介護保険事業計画素案」を公表（区）
	平成15年	3月
平成15年	4月	第1号被保険者の介護保険料基準月額を3,000円に改定（区）
	12月	介護給付費通知書を郵送（介護費用適正化特別対策事業）（区）

平成16年	10月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査を実施（区）
平成17年	10月	介護保険法等の一部を改正する法律の一部施行（10月1日）（国） ・施設給付見直し ・特定入所者介護サービス費等新設
平成18年	3月	「第3期介護保険事業計画素案」を公表し住民説明会を開催（区） 介護報酬の改定（国） 「第3期介護保険事業計画」を策定し住民説明会を開催（区）
	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） ・介護予防サービスの新設 ・介護サービスの内容改定 ・地域密着型サービスの新設 ・保険者機能の強化 ・要介護認定調査項目の変更（79項目→82項目） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定（区） 地域支援事業の開始（国） 住所地特例対象施設の範囲拡大（国）
	10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始（国）
平成19年	4月	介護保険料（特別徴収分）の補足回数を変更（年1回→4回）（区）
	5月	介護保険料（特別徴収分）について平準化を開始（区）
	10月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査を実施（区）
平成20年	10月	第4期介護保険事業計画（案）の作成 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成の実施（区）
	11月	第4期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区） 厚生労働省が11月11日を「介護の日」とする 杉並区「介護の日」記念講演会開催（11月18日）
平成21年	3月	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」施行（国） 介護報酬プラス3%改定の政府決定（国） 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付（国） 第4期介護保険事業計画の策定・公表（区） NPO等介護保険事業者緊急資金貸付の実施（区）
平成21年	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） ・介護報酬の改定 ・要介護認定調査項目の変更（82項目→72項目） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,000円に改定（区） 生計が困難な方の介護保険料減額制度開始（区） 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成の実施（区） 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始（国）
	7月	裁判員制度に伴う介護保険利用者負担額軽減制度の施行（区）
	10月	要介護認定の調査方法一部見直し（国）

平成22年	4月	地域密着型サービスにおける外部評価（第三者評価）の実施回数緩和の実施（都）
	9月	高齢者実態調査を実施（区）
	10月	介護保険実態調査を実施（区）
		緊急雇用対策「介護雇用プログラム」事業開始（～22年度中）（区）
平成23年	3月～	東日本大震災等により被災した介護保険の被保険者への対応について（国）
	4月	要介護認定に係る有効期間の見直し（区） ユニット型個室の第3段階利用者負担を軽減
	6月	介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）（国）
	7月	宿泊サービスを提供している指定通所介護事業所等の都独自基準及び届出・公表制度の開始（都）
	10月	高齢者住まい法改正施行（国）
	11月	第5期介護保険事業計画（案）の作成（区）
	12月	第5期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区）
平成24年	3月	第5期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアの推進 ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設 ・ 一定条件の下での介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能に ・ 都道府県の財政安定化基金を取崩し、介護保険料の軽減等に活用 ・ 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で介護保険法及び老人福祉法に係る部分の施行（4月1日）（国） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス事業者の指定基準等の条例委任 介護報酬（国）プラス1.2%改定 新規の要介護認定・要支援認定の認定有効期間の拡大（国） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,200円に改定（区）
	8月	社会保障と税の一体改革関連法が成立（国）
平成25年	4月	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の施行（区） 杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区）
	8月	高齢者実態調査（地域包括ケアモデル実態調査）を実施（区）
	9月	高齢者実態調査（日常生活圏域ニーズ調査・介護保険に関する調査）を実施（区）
	12月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立（国）
平成26年	6月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法）が成立（国）

平成26年	11月	第6期介護保険事業計画（案）の作成（区）
	12月	第6期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区） 介護保険制度改正の住民説明会を開催（区）
平成27年	3月	第6期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 ・予防給付のうち訪問介護・通所介護を地域支援事業に新設する「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」へ移行 ・特別養護老人ホームの新規入所対象者を原則要介護3以上に限定 ・低所得者の保険料の軽減割合を拡大 ・多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ ・介護報酬改定（マイナス2.27%） ・住所地特例対象施設の拡大（サービス付き高齢者向け住宅のうち食事の提供などのサービスを提供し、有料老人ホームに該当するものに適用） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,700円に改定（区） 杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の施行（区） 杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区） 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行（区）
	8月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（8月1日）（国） <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上所得者の利用者負担を1割から2割に引き上げ ・低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の適用要件に「預貯金」と「配偶者の所得」を追加 ・特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ ・高額介護サービス費の利用者負担上限額に「現役並み所得者」を追加
平成28年	4月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施 ・地域密着型通所介護の創設
	8月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（8月1日）（国） <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の収入要件に「非課税年金（障害年金・遺族年金）」を追加

平成28年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載）



平成28年度版 すぎなみの介護保険 (平成27年度実績)
平成28年9月発行

登録印刷物番号

28-0041

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL(03)3312-2111(代)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

